公共関与産業廃棄物最終処分場に係る料金設定に向けた意向調査

【最終処分場の基本方針及び施設概要】

　　〇目　　的：本施設は、県内における最終処分場がひっ迫した状況から県外搬出され処理されている廃棄物を適正に県内処理すること及び、本来民間の事業活動のもとで整備されるべき最終処分場の立地促進を図るため、負のイメージの転換に向けて安心・安全な最終処分場を整備するものである。

　　〇基本方針：中間処理(焼却)した廃棄物、分別・選別後の焼却困難な残渣及び廃石綿等の中間処理が困難な廃棄物に限る。

　　　　　　　　現在、廃棄物の受入料金の設定のため、施設の維持管理に係る人件費等の費用を算出しているところであり、最終的に受入料金は開業の３月前(９月頃)に公表することとしている。

〇基本構造：(被覆型)産業廃棄物管理型最終処分場（４槽分割による被覆施設の移設）

　　〇規　　模：約90,000㎥（廃棄物量：75,000㎥、覆土：15,000㎥）

　　〇種　　類：別紙のとおり

　　〇埋立期間：開業後15年間

　　〇開業予定：令和元年12月予定

　　○最終処分場所在地：名護市字安和2027番２

　回答者：会 社 名：

　　　　　担当者名：

　　　　　連 絡 先：

　Ｑ１　産業廃棄物の県外搬出の有無について（いずれかを選択）

　　　①　県外搬出はしていない。

　　　　②　収集運搬会社に委託して、県外搬出してもらっている。

　　　　③　自社で直接、県外搬出している。

④　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　Ｑ２　現在、県外搬出にかかっている費用について

　　　〇　普通産廃（品目：　　　　　　　）は　　　　　　　　万円/ｔ程度かかっている。

　　　　　うち、運搬費は　　　　　　　　万円程度である。

　　　〇　廃石綿は　　　　　　　　　万円以下/ｔ程度かかっている。

　　　　　うち、運搬費は　　　　　　　　万円程度である。

　Ｑ３　現在行っている(又は委託している)県外搬出への不満や負担になっていること

　　　例）・フレコンバッグに詰めるのに手間がかかる。

　　　　 ・搬出量をある程度溜めてまとめて搬出しないといけない。（保管場所がない。）

　　　　 ・自社で運び込めない。（収集運搬会社に委託しないといけない。）

　　　　 ・料金が高い。

　Ｑ４　開業予定の施設に要望すること

　　　例）・施設の立地が遠く、運搬費が嵩むことを考慮してほしい。

　　　 　・中間保管場所を確保してもらいたい。

　　　　 ・収集運搬業や中間処理業(焼却)も合わせて行ってもらいたい。

　Ｑ５　開業予定の施設に受け入れてもらいたい廃棄物の種類と量

　　　〇無し

　　　〇有り（以下に見込み量を記載）

 例）焼却灰　30ｔ/年

　　　　　　 建設混合廃棄物の分別後残さ　100ｔ/年

　　　　　　 廃石綿　３ｔ/年

　Ｑ６　自由意見欄（意見、要望等がございましたらご記入下さい）

御協力ありがとうございました。

※　アンケート回答用紙の電子ファイル（Wordファイル）については、沖縄県環境整備センター株式会社のホームページ（　<http://okikankyo.jp/>　）からもダウンロードいただけます。

【別紙】

受け入れを行う産業廃棄物の種類(予定)

⑴ 燃えがら

⑵ ばいじん

⑶ 無機性汚泥

⑷ 建設混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属

くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、がれき類）

⑸ 廃石膏（紙くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず）

⑹ 鉱さい

⑺ 石綿含有廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コン

クリートくずおよび陶磁器くず、がれき類）

⑻ 廃石綿等

⑼ 産業廃棄物を処分するために処理したもの(令第２条第13号廃棄物)

※中間処理(焼却)した廃棄物、分別・選別後の焼却困難な残渣及び廃石綿等の中間処理が困難な廃棄物に限る。